

豊岡市住宅土砂災害対策移転支援事業補助金

土砂災害特別警戒区域における土砂災害から住民の生命と身体の保護を図るため、危険住宅の除却又は移転に係る経費の一部について補助する制度です。

【補助の内容】

除却事業

危険住宅の除却に要する撤去費、動産移転費、仮住居費、跡地整備費に対して補助します。（補助率：対象経費の10分の10）

- ・撤去費は、国土交通省の基準により算出した除却工事費を限度とします。
- ・その他費用（動産移転費等）は97万5千円を限度とします。

移転事業

補助対象者が危険住宅を除却し、当該住宅に代わる住宅を建設し、又は購入して移転（これに必要な土地の取得、住宅購入後の改修を含む）を行う事業に対して補助します。

- ・移転先住宅の建設・購入等に要する資金を金融機関等から借り入れた場合において借入金利子相当額（年利8.5%を限度とする）の補助を受けることができます。（補助率10分の10、補助対象限度額：建物325万円、土地96万円）
- ・上記に上乗せとして、移転先住宅の建設・購入費等の補助を受けることができます。（補助率10分の10：補助対象限度額200万円/戸）

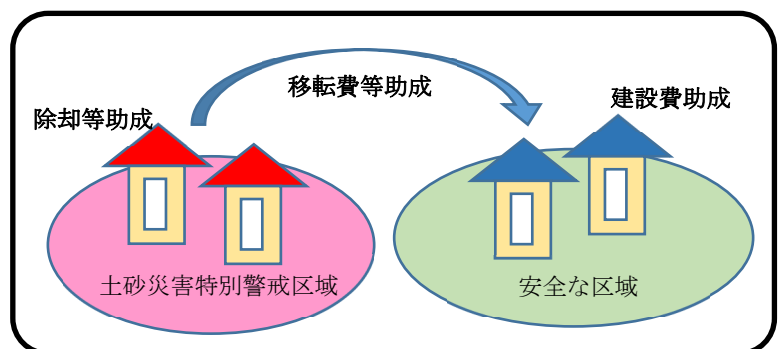
【補助対象者】

市内の危険住宅（土砂災害特別警戒区域内に存する建築基準法施行令80条の3の規定に適合しない住宅等）の居住者

【申請の流れ】

- ① 事前相談
 - ② 補助申請
 - ③ 審査・交付決定
 - ④ ローン契約
 - ⑤ 建築工事
 - ⑥ 引越し
 - ⑦ 既存住宅撤去
 - ⑧ 完了報告（実績報告）
 - ⑨ 補助金交付（審査後）
- 移転事業を行う場合

移転イメージ



☆ 本助成制度をご利用の際には事前にご相談ください。

【お問い合わせ・ご相談先】

都市整備部 建築住宅課

〒668-8666 豊岡市中央町2番4号 電話 0796-21-9018 FAX 0796-23-4444